

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年2月17日提出
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 綿川 昌明
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	窪田 英喜
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	アジア・オセアニア債券オープン（1年決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2020年2月18日から2020年8月17日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アジア・オセアニア債券オープン（１年決算型）

（以下「ファンド」といいます。また、愛称として「アジオセ定期便（１年決算型）」という名称を用いることがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、１口当たり１円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

- ◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

５,０００億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

１口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- ◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した１口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上１万口当たりで表示されることがあります。
- ◆ 基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル ０１２０-０４８-２１４

（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

（５）【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※ お問い合わせ先については、（４）[発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。
- ◆ 追加型証券投資信託「アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）」の受益者が、当該ファンドからのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

※ お問い合わせ先については、（４）[発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

（７）【申込期間】

2020年 2月18日から2020年 8月17日まで

- ◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※ お問い合わせ先については、（４）[発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

- ◆ 販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者が当該販売会社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

（９）【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定

する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※ お問い合わせ先については、（４）[発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ オーストラリア証券取引所の休業日およびその前営業日
- ・ シドニーまたはメルボルンの銀行の休業日およびその前営業日

◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

※ お問い合わせ先については、（４）[発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

■ 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

■ 申込証拠金

ありません。

- 日本以外の地域における発行
ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおりに分類されます。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル ()		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファ ンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		なし
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券(債 券一般))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「債券」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

【商品分類表の定義】

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資

収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、「属性区分表の定義」で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせて

いる資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

ファンドの特色

1 以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的にアジア・オセアニア地域の債券に投資します。

- アジア・ニュージーランド債券マザーファンド
- LM・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)
 <運用会社>レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
 (投資顧問会社)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド

・アジア・ニュージーランド債券マザーファンドは、アジア諸国・ニュージーランドの現地通貨建のソブリン債(国債、政府保証債等)およびそれと概ね同等の投資効果が期待できる債券^{*}等に投資します。

※ソブリン債と概ね同等の投資効果が期待できる債券は、債券発行体が、取得時においてA格相当以上を基本とします。



アジア・ニュージーランド債券マザーファンドの投資対象国・地域

インド、インドネシア、マレーシア、タイ、韓国、中国、シンガポール、フィリピン、台湾、ベトナム、日本、ニュージーランド

(注) 上記すべてに投資するとは限りません。上記以外のアジア諸国・地域に投資する場合があります。

・LM・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)は、豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等で、原則としてBBB-/Baa3格以上の格付を付与されたものに投資します。



LM・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の主な投資対象国

オーストラリア



LM・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の運用会社である「レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」および運用指図に関する権限の委託を受けて実際の運用を担当する「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド」は、米国メリーランド州に本部を置くレッグ・メイソン・グループの運用会社です。

2 各投資信託証券の組入比率は、投資対象ファンドの収益性、投資対象国の債券市場の利回り水準と流動性、金利および為替動向等を勘案して決定します。なお組入比率の合計は高位を保つことを基本とします。

3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

● 分配方針

毎年11月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

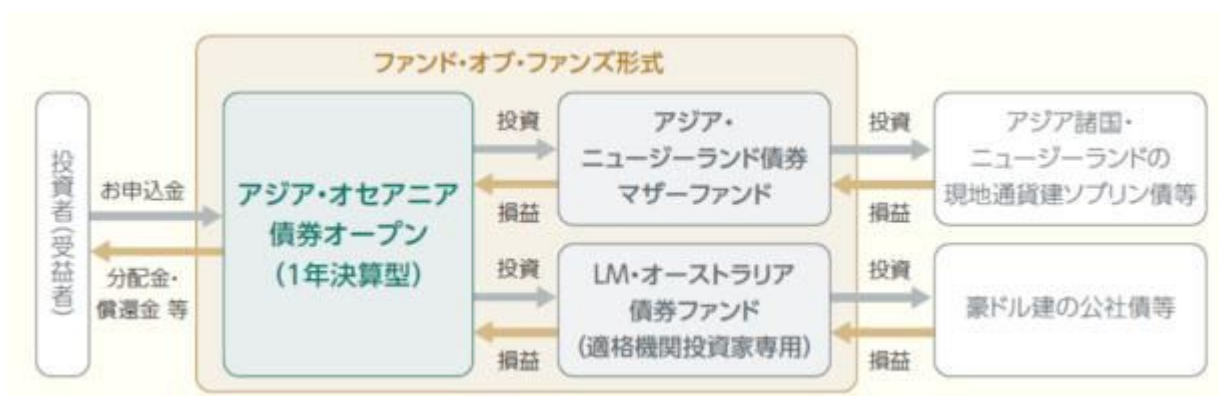
2013年11月6日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

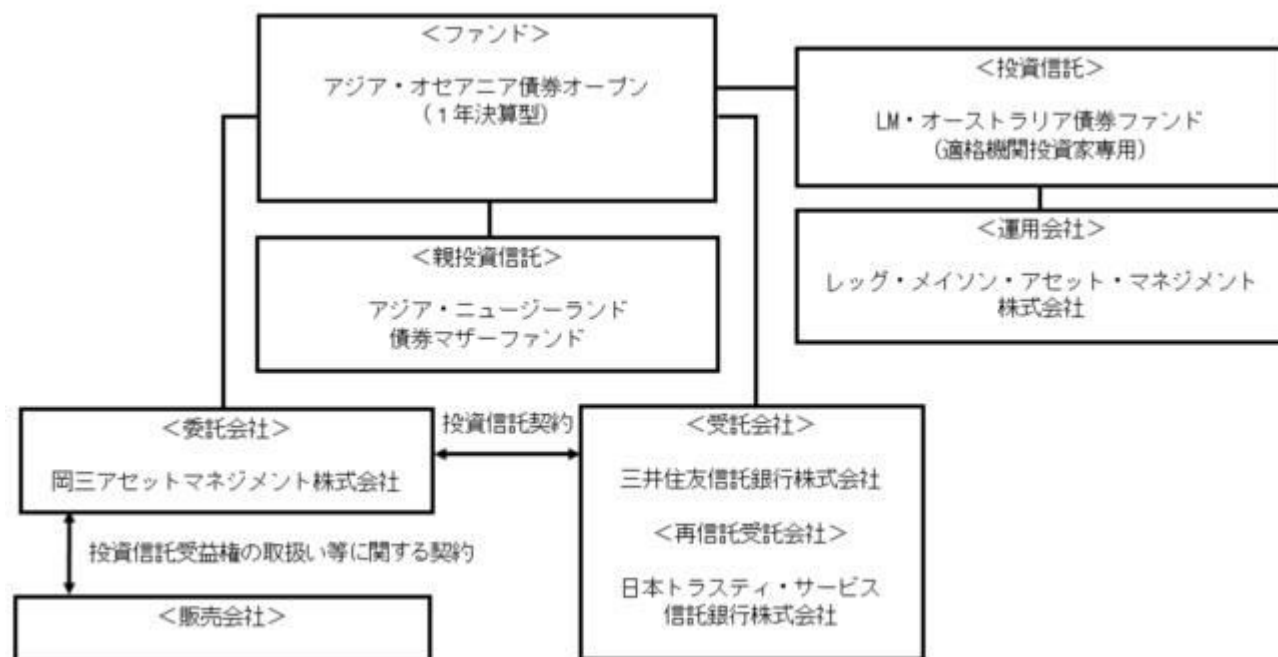
■ ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う形式です。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
投資対象とする投資信託の運用会社	投資対象とする投資信託の運用指図等を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2019年11月末日現在）

◆ 資本金
10億円

◆ 委託会社の沿革

1964年10月 6日
1987年 6月27日
1990年 6月30日
2008年 4月 1日

「日本投信委託株式会社」設立
第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	45.68%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	31.51%
岡三にいがた証券株式会社	新潟県長岡市大手通1丁目5番地5	40,150株	7.24%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

アジア・ニュージーランド債券マザーファンドの受益証券および国内の証券投資信託であるLM・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）の受益権（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ. 主として、以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的にアジア・オセアニア地域の債券に投資することにより、安定した収益の確保と投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

- ・ アジア・ニュージーランド債券マザーファンド
- ・ LM・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

ロ. 各投資信託証券の組入比率は、投資対象ファンドの収益性、投資対象国の債券市場の利回り水準と流動性、金利および為替動向等を勘案して決定します。なお組入比率の合計は高位を保つことを基本とします。

ハ. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ニ. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権

ハ．約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるアジア・ニュージーランド債券マザーファンドの受益証券および国内の証券投資信託であるLM・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）の受益権（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ．の証券の性質を有するもの

ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

ニ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ホ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)投資対象とする投資信託証券の概要

アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
投資対象	アジア諸国・ニュージーランドの現地通貨建ソブリン債等を主要投資対象とします。

投資態度	① アジア諸国・ニュージーランドの現地通貨建ソブリン債、およびそれと概ね同等の投資効果が期待できる債券等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。 ② 投資にあたっては、各国の金利水準を重視し、為替市場や債券市場の見通し、市場流動性等を総合的に勘案して国別投資比率、デュレーションを決定します。 ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得したものに限り、投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年11月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

LM・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド
基本方針	主として豪ドル建の公社債に投資を行い、信託財産の成長と毎月の安定した分配を目指します。
投資対象	豪ドル建の公社債を主要投資対象とします。

投資態度	① 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象として運用を行います。投資を行う公社債は、原則としてBBB-/Baa3格以上の格付けを付与されたものとします。 ※ ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（為替ヘッジなし、円換算ベース（当該投資信託証券の運用会社が円ベースに換算したものです。））を参考指標として運用を行います。 ② デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。 ③ シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション（SD0）を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。 ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。 ⑤ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥ 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑦ ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。
------	--

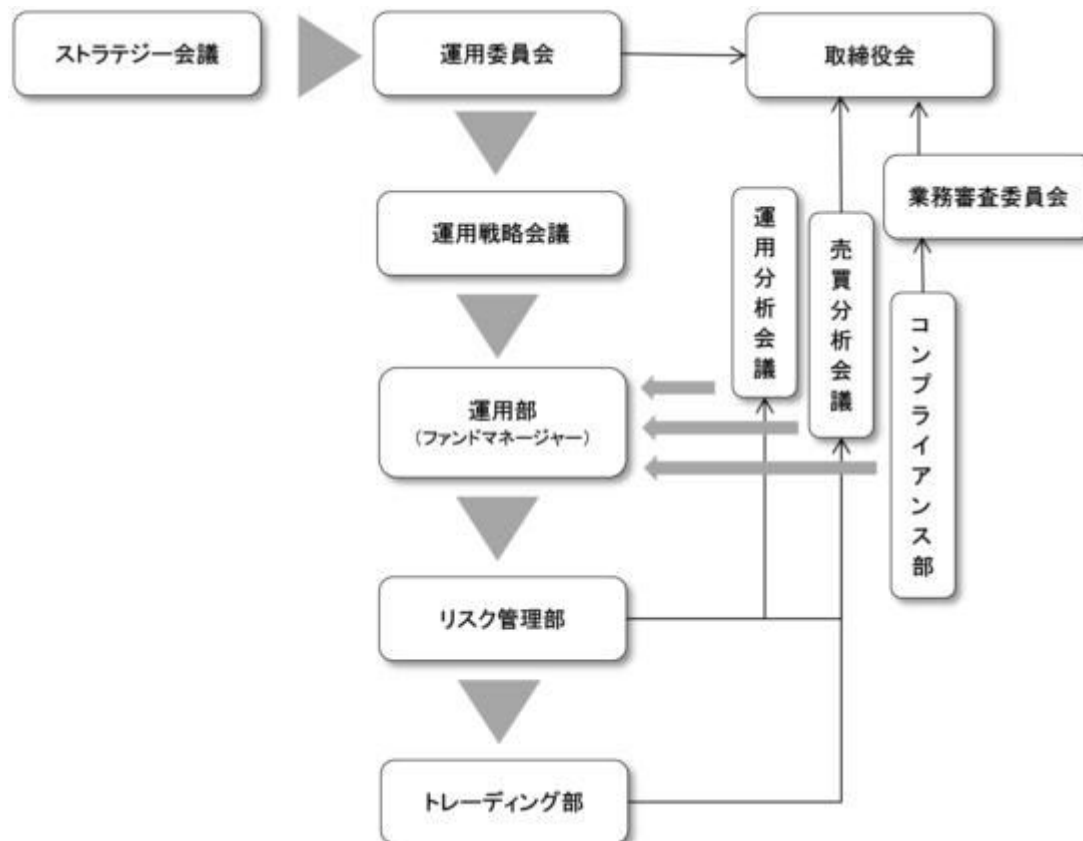
主要な投資制限	① 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑤ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑥ 国債、州政府債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑧ デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130 条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
決算日、 分配方針	毎月11日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ② 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた受取利子・配当収益を中心に、基準価額水準等を勘案して当該投資信託証券の運用会社が決定します。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わない場合があります。 ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.506%（税抜0.46%） ※投資顧問会社への報酬が含まれています。

その他の費用	申込手数料はありません。 有価証券の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息、信託事務等に要する諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等を含みます。）を、信託財産中から支弁します。
--------	--

（３）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月1回開催)	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。
運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。また、投資するファンドの運用内容についてモニタリングを行います。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用部にフィードバックを行います。

売買分析会議 （月1回開催）	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて審議し、判断を行います。委員長はその結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 （3名程度）	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の点検並びに点検結果に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 （5名程度）	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 （7名程度）	有価証券、デリバティブ取引等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、他の運用会社が運用の指図を行う投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性、運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、運用成績等に関するモニタリングを行っています。

※ 運用体制等につきましては、2019年11月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

■ 毎年11月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた配当等収益には、アジア・ニュージーランド債券マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

■ 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

＜約款に基づく投資制限＞

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■ 公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の

解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

<関係法令に基づく投資制限>

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、アジア・オセアニア地域の債券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

<投資リスク>

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

特に、新興国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側

面があることから、新興国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 組入債券の期限前償還のリスク

組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり方が小さかった場合も同様です。

<投資リスクに対する管理体制>

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

- ① 運用の指図に関する帳票の確認
- ② 検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認
- ③ その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析

会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- ＊分配金再投資基準価額は、2014年12月末を10,000として指数化しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- ＊年間騰落率は、2014年12月から2019年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	12.6	41.9	34.1	37.2	9.3	16.4	19.3
最小値	△ 12.8	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	△ 0.3	8.1	9.0	5.5	2.1	1.8	1.0

- ＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ＊2014年12月から2019年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ＊決算日に対応した数値とは異なります。
- ＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。手数料率に変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

- ◆ 追加型証券投資信託「アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）」の受益者が、当該ファンドからのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.10%が信託財産留保額として控除されます。

(3) 【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.144%（税抜1.04%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.44%（税抜0.40%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.66%（税抜0.60%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.044%（税抜0.04%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

<実質的な信託報酬の総額>

「LM・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）」の信託報酬は、計算期間を通じて毎日、当該ファンドの投資信託財産の純資産総額に年率0.506%（税抜0.46%）を乗じて得た額です。

「アジア・ニュージーランド債券マザーファンド」には、信託報酬はありません。

ファンドは、「LM・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）」を組入れて運用を行いますので、ファンドの信託報酬に組入れた投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.65%（税抜1.5%）（上限）を乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、組入れた投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証

券の取得申込み時および解約申込み時の手数料はありません。

- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0132%（税抜0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、投資信託財産に関する受託事務の処理に要する費用等につきましては、間接的に受益者の負担となります。
- ※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

■ 個人受益者に対する課税

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

◆償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

- ・ 配当控除の適用はありません。

- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記の内容は2019年11月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2019年11月29日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（1）【投資状況】

アジア・オセアニア債券オープン（1年決算型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	323,711,465	80.44
親投資信託受益証券	日本	66,542,571	16.54
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	12,172,180	3.02
合計（純資産総額）		402,426,216	100.00

（参考）アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	ニュージーランド	1,030,765,596	22.41
	マレーシア	1,235,249,392	26.86
	タイ	297,336,664	6.46
	インドネシア	1,743,383,616	37.90
	小計	4,306,735,268	93.63
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	292,854,307	6.37
合計（純資産総額）		4,599,589,575	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

アジア・オセアニア債券オープン（1年決算型）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受 益証券	L.M・オーストラリア債券ファン ド（適格機関投資家専用）	757,751,558	0.4245	321,665,536	0.4272	323,711,465	80.44
2	日本	親投資信託 受益証券	アジア・ニュージーランド債券マ ザーファンド	43,209,462	1.5228	65,799,369	1.5400	66,542,571	16.54

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	80.44
親投資信託受益証券	16.54
合計	96.98

（参考）アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

順 位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	マレーシ ア	国債証券	MALAYSIA GOVT 4.048	20,000,000	2,672.06	534,412,008	2,672.82	534,564,316	4.048	2021年 9 月30日	11.62
2	インドネ シア	国債証券	INDONESIA GOV'T 8.125	50,000,000,000	0.82	414,683,100	0.82	414,203,400	8.125	2024年 5 月15日	9.01
3	マレーシ ア	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.9	15,000,000	2,702.54	405,382,185	2,702.94	405,441,270	3.9	2026年11 月30日	8.81
4	ニュー ジール ランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 3	5,000,000	8,020.86	401,043,109	8,086.58	404,329,167	3	2029年 4 月20日	8.79
5	ニュー ジール ランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 2.75	4,000,000	7,622.95	304,918,020	7,633.49	305,339,760	2.75	2025年 4 月15日	6.64
6	インドネ シア	国債証券	INDONESIA GOV'T 12.8	35,000,000,000	0.86	301,752,360	0.85	300,649,440	12.8	2021年 6 月15日	6.54
7	インドネ シア	国債証券	INDONESIA GOV'T 10.25	31,000,000,000	0.85	265,126,446	0.85	264,802,434	10.25	2022年 7 月15日	5.76
8	インドネ シア	国債証券	INDONESIA GOV'T 11	30,000,000,000	0.82	246,584,520	0.82	246,432,420	11	2020年11 月15日	5.36
9	ニュー ジール ランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 3.5	2,000,000	8,650.66	173,013,212	8,745.06	174,901,201	3.5	2033年 4 月14日	3.80
10	インドネ シア	国債証券	INDONESIA GOV'T 8.375	20,000,000,000	0.83	166,941,840	0.83	166,831,080	8.375	2024年 3 月15日	3.63
11	インドネ シア	国債証券	INDONESIA GOV'T 5.625	20,000,000,000	0.76	152,923,680	0.76	153,126,480	5.625	2023年 5 月15日	3.33
12	タイ	国債証券	THAILAND GOVT 2.125	40,000,000	375.24	150,096,784	376.32	150,528,288	2.125	2026年12 月17日	3.27
13	タイ	国債証券	THAILAND GOVT 1.875	40,000,000	366.89	146,759,144	367.02	146,808,376	1.875	2022年 6 月17日	3.19
14	マレーシ ア	国債証券	MALAYSIA GOVT 4.059	5,000,000	2,716.15	135,807,529	2,718.85	135,942,768	4.059	2024年 9 月30日	2.96
15	マレーシ ア	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.478	4,000,000	2,652.33	106,093,551	2,656.67	106,266,867	3.478	2024年 6 月14日	2.31
16	インドネ シア	国債証券	INDONESIA GOV'T 12.9	10,000,000,000	0.90	90,249,120	0.90	90,288,900	12.9	2022年 6 月15日	1.96
17	インドネ シア	国債証券	INDONESIA GOV'T 7	10,000,000,000	0.79	79,648,920	0.79	79,607,580	7	2022年 5 月15日	1.73

18	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 6	1,000,000	7,546.54	75,465,453	7,538.18	75,381,808	6	2021年 5月15日	1.64
19	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 3	1,000,000	7,085.51	70,855,131	7,081.36	70,813,660	3	2020年 4月15日	1.54
20	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.48	2,000,000	2,649.92	52,998,457	2,651.70	53,034,171	3.48	2023年 3月15日	1.15
21	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOV'T 11.75	3,000,000,000	0.91	27,455,220	0.91	27,441,882	11.75	2023年 8月15日	0.60

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
国債証券	93.63
合計	93.63

②【投資不動産物件】

アジア・オセアニア債券オープン（１年決算型）

該当事項はありません。

（参考）アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

アジア・オセアニア債券オープン（１年決算型）

該当事項はありません。

（参考）アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

アジア・オセアニア債券オープン（１年決算型）

		純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末	（2013年11月20日）	10,101,218	10,101,218	1.0101	1.0101
第2期計算期間末	（2014年11月20日）	227,961,022	227,961,022	1.1420	1.1420

第3期計算期間末	(2015年11月20日)	312,419,224	312,419,224	1.0313	1.0313
第4期計算期間末	(2016年11月21日)	255,495,861	255,495,861	0.9797	0.9797
第5期計算期間末	(2017年11月20日)	539,456,512	539,456,512	1.0466	1.0466
第6期計算期間末	(2018年11月20日)	752,171,182	752,171,182	1.0302	1.0302
第7期計算期間末	(2019年11月20日)	439,301,723	439,301,723	1.0222	1.0222
	2018年11月末日	695,038,609	—	1.0436	—
	12月末日	614,231,240	—	0.9999	—
	2019年 1月末日	608,888,193	—	1.0136	—
	2月末日	598,603,649	—	1.0292	—
	3月末日	602,456,812	—	1.0376	—
	4月末日	588,256,239	—	1.0365	—
	5月末日	563,421,589	—	1.0108	—
	6月末日	561,812,208	—	1.0235	—
	7月末日	553,290,709	—	1.0230	—
	8月末日	468,291,237	—	0.9953	—
	9月末日	440,899,503	—	1.0106	—
	10月末日	451,056,377	—	1.0347	—
	11月末日	402,426,216	—	1.0292	—

②【分配の推移】

アジア・オセアニア債券オープン（1年決算型）

	期間	分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	2013年11月 6日～2013年11月20日	0.0000円
第2期計算期間	2013年11月21日～2014年11月20日	0.0000円
第3期計算期間	2014年11月21日～2015年11月20日	0.0000円
第4期計算期間	2015年11月21日～2016年11月21日	0.0000円
第5期計算期間	2016年11月22日～2017年11月20日	0.0000円
第6期計算期間	2017年11月21日～2018年11月20日	0.0000円
第7期計算期間	2018年11月21日～2019年11月20日	0.0000円

③【収益率の推移】

アジア・オセアニア債券オープン（1年決算型）

	期間	収益率（%）
第1期計算期間	2013年11月 6日～2013年11月20日	1.0
第2期計算期間	2013年11月21日～2014年11月20日	13.1
第3期計算期間	2014年11月21日～2015年11月20日	△9.7

第4期計算期間	2015年11月21日～2016年11月21日	△5.0
第5期計算期間	2016年11月22日～2017年11月20日	6.8
第6期計算期間	2017年11月21日～2018年11月20日	△1.6
第7期計算期間	2018年11月21日～2019年11月20日	△0.8

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

アジア・オセアニア債券オープン（１年決算型）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	10,000,000	0
第2期計算期間	200,560,985	10,937,264
第3期計算期間	175,377,310	72,075,648
第4期計算期間	34,183,314	76,308,191
第5期計算期間	511,347,804	256,700,032
第6期計算期間	461,002,548	246,297,447
第7期計算期間	56,353,795	356,732,480

《参考情報》



組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位5銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

LM・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
AUSTRALIAN GOVT	2033/04/21	4.500%	オーストラリア	2.74%
AUSTRALIAN GOVT	2027/04/21	4.750%	オーストラリア	2.37%
AUSTRALIAN GOVT	2047/03/21	3.000%	オーストラリア	2.22%
AUSTRALIAN GOVT	2028/05/21	2.250%	オーストラリア	1.78%
AUSTRALIAN GOVT	2035/06/21	2.750%	オーストラリア	1.77%

※比率はLM・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の純資産総額に対する比率です。

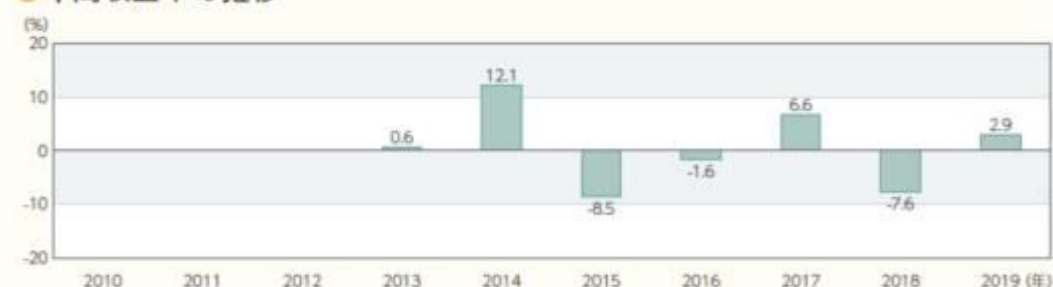
※レップ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社のデータを基に岡三アセットマネジメントが作成しています。

アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
MALAYSIA GOVT 4.048	2021/09/30	4.048%	マレーシア	11.62%
INDONESIA GOVT 8.125	2024/05/15	8.125%	インドネシア	9.01%
MALAYSIA GOVT 3.9	2026/11/30	3.900%	マレーシア	8.81%
NEW ZEALAND GVT 3	2029/04/20	3.000%	ニュージーランド	8.79%
NEW ZEALAND GVT 2.75	2025/04/15	2.750%	ニュージーランド	6.64%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2013年はファンドの設定日から年末まで、2019年は11月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ オーストラリア証券取引所の休業日およびその前営業日
- ・ シドニーまたはメルボルンの銀行の休業日およびその前営業日

- ◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- 1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。
- 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。
詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- 申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。
詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

2 【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ オーストラリア証券取引所の休業日およびその前営業日
- ・ シドニーまたはメルボルンの銀行の休業日およびその前営業日

- ◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
- ・ 解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.10%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社を通じてお支払します。
- ・ なお、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約代金の支払日が遅延する場合があります。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）**岡三アセットマネジメント株式会社** フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>**3 【資産管理等の概要】****（1）【資産の評価】****■ 基準価額の計算方法**

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 投資信託証券の評価

投資対象とする投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 債券の評価

投資信託証券を通じて投資する債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先（照会先）**岡三アセットマネジメント株式会社** フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、2013年11月6日から無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年11月21日から翌年11月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（５）【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金と

して支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.okasan-am.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4 【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2018年11月21日から2019年11月20日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア・オセアニア債券オープン（１年決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 (2018年11月20日現在)	第7期 (2019年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	10,687,719	593,355
コール・ローン	26,494,559	14,772,336
投資信託受益証券	634,910,901	354,735,425
親投資信託受益証券	119,961,114	73,062,643
未収入金	10,000,000	-
流動資産合計	802,054,293	443,163,759
資産合計	802,054,293	443,163,759
負債の部		
流動負債		
未払解約金	45,592,045	962,183
未払受託者報酬	163,158	110,263
未払委託者報酬	4,078,893	2,756,487
未払利息	56	26
その他未払費用	48,959	33,077
流動負債合計	49,883,111	3,862,036
負債合計	49,883,111	3,862,036
純資産の部		
元本等		
元本	*1 730,153,379	*1 429,774,694
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,017,803	9,527,029
（分配準備積立金）	79,148,447	63,981,819
元本等合計	752,171,182	439,301,723
純資産合計	*2 752,171,182	*2 439,301,723
負債純資産合計	802,054,293	443,163,759

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自 2017年11月21日 至 2018年11月20日	第7期 自 2018年11月21日 至 2019年11月20日
営業収益		
受取配当金	42,071,524	31,315,134
受取利息	83	71
有価証券売買等損益	△43,827,807	△32,273,947
営業収益合計	△1,756,200	△958,742
営業費用		
支払利息	14,548	11,511
受託者報酬	287,522	242,001
委託者報酬	7,187,909	6,049,890
その他費用	87,971	73,746
営業費用合計	7,577,950	6,377,148
営業利益又は営業損失（△）	△9,334,150	△7,335,890
経常利益又は経常損失（△）	△9,334,150	△7,335,890
当期純利益又は当期純損失（△）	△9,334,150	△7,335,890
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△3,301,378	△4,021,149
期首剰余金又は期首欠損金（△）	24,008,234	22,017,803
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,396,607	1,284,435
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,396,607	1,284,435
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,354,266	10,460,468
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,354,266	10,460,468
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,017,803	9,527,029

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第7期
		自 2018年11月21日 至 2019年11月20日
1.有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 (2018年11月20日現在)		第7期 (2019年11月20日現在)	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	730,153,379口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	429,774,694口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.0302円	1口当たりの純資産額	1.0222円
(10,000口当たりの純資産額	10,302円)	(10,000口当たりの純資産額	10,222円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 2017年11月21日 至 2018年11月20日		第7期 自 2018年11月21日 至 2019年11月20日	
*1.分配金の計算過程		*1.分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収A	34,316,637円	費用控除後の配当等収A	21,645,693円
益額		益額	

第6期 自 2017年11月21日 至 2018年11月20日			第7期 自 2018年11月21日 至 2019年11月20日		
費用控除後・繰越欠損B		0円	費用控除後・繰越欠損B		0円
金補填後の有価証券売却等損益額			金補填後の有価証券売却等損益額		
収益調整金額 C		308,779,934円	収益調整金額 C		187,265,700円
分配準備積立金額 D		44,831,810円	分配準備積立金額 D		42,336,126円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		387,928,381円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		251,247,519円
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存F		730,153,379口	当ファンドの期末残存F		429,774,694口
口数			口数		
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		5,312円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		5,846円
配対象額			配対象額		
10,000口当たり分配金 H		0円	10,000口当たり分配金 H		0円
額			額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000		0円	収益分配金金額 I=F*H/10,000		0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期 別	第6期 自 2017年11月21日 至 2018年11月20日	第7期 自 2018年11月21日 至 2019年11月20日
項 目		
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（4）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カウンターリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

期 別 項 目	第6期 自 2017年11月21日 至 2018年11月20日	第7期 自 2018年11月21日 至 2019年11月20日
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第6期 (2018年11月20日現在)	第7期 (2019年11月20日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2017年11月21日 至 2018年11月20日	第7期 自 2018年11月21日 至 2019年11月20日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第7期 自 2018年11月21日 至 2019年11月20日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第6期 (2018年11月20日現在)	第7期 (2019年11月20日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 515,448,278円	期首元本額 730,153,379円
期中追加設定元本額 461,002,548円	期中追加設定元本額 56,353,795円
期中一部解約元本額 246,297,447円	期中一部解約元本額 356,732,480円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第6期(自 2017年11月21日 至 2018年11月20日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△39,356,417
親投資信託受益証券	557,919
合計	△38,798,498

第7期(自 2018年11月21日 至 2019年11月20日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△25,416,438
親投資信託受益証券	2,912,333
合計	△22,504,105

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	LM・オーストラリア債券ファンド (適格機関投資家専用)	835,654,712	354,735,425	
	計	銘柄数：1	835,654,712	354,735,425	
		組入時価比率：80.7%			100.0%
	投資信託受益証券合計				354,735,425
親投資信託受益証券	日本円	アジア・ニュージーランド債券マザーファンド	47,979,146	73,062,643	
	計	銘柄数：1	47,979,146	73,062,643	
		組入時価比率：16.6%			100.0%
	親投資信託受益証券合計				73,062,643
合計				427,798,068	

(注)1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「アジア・ニュージーランド債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

貸借対照表

科 目	期 別	注記番 号	2018年11月20日現在	2019年11月20日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			34,232,400	30,391,800
金銭信託			103,238,801	3,347,501
コール・ローン			255,926,138	83,340,288
国債証券			5,970,156,642	4,392,566,508
未収利息			56,442,933	43,933,662
前払費用			-	1,961,912
流動資産合計			6,419,996,914	4,555,541,671
資産合計			6,419,996,914	4,555,541,671
負債の部				
流動負債				
未払解約金			8,000,000	-
未払利息			546	148
その他未払費用			815	598
流動負債合計			8,001,361	746
負債合計			8,001,361	746
純資産の部				
元本等				
元本		*1	4,385,597,832	2,991,509,238
剰余金				
剰余金又は欠損金（△）			2,026,397,721	1,564,031,687
元本等合計			6,411,995,553	4,555,540,925
純資産合計		*2	6,411,995,553	4,555,540,925
負債純資産合計			6,419,996,914	4,555,541,671

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	自 2018年11月21日 至 2019年11月20日
1.有価証券の評価基準及び評価方法		国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。

期 別 項 目	自 2018年11月21日 至 2019年11月20日
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

2018年11月20日現在	2019年11月20日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 4,385,597,832口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2,991,509,238口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.4621円 (10,000口当たりの純資産額 14,621円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.5228円 (10,000口当たりの純資産額 15,228円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	自 2017年11月21日 至 2018年11月20日	自 2018年11月21日 至 2019年11月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左

期 別 項 目	自 2017年11月21日 至 2018年11月20日	自 2018年11月21日 至 2019年11月20日
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	2018年11月20日現在	2019年11月20日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1.元本の移動

2018年11月20日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2017年11月21日
期首元本額	6,163,255,492円
期首より2018年11月20日までの追加設定元本額	54,496,095円
期首より2018年11月20日までの一部解約元本額	1,832,153,755円
期末元本額	4,385,597,832円
2018年11月20日現在の元本の内訳（＊）	
アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）	3,757,739,574円
三重県応援・債券ファンド（毎月決算型）	313,675,029円
水戸証券アジア・オセアニア債券オープン（寄附付）	146,913,360円
大阪・兵庫応援外国債券オープン	32,709,735円
<中京>アジア・オセアニア債券オープン（環境応援寄附付）	44,107,677円
アジア・オセアニア債券オープン（1年決算型）	82,047,134円
三重県応援・債券ファンド（1年決算型）	8,405,323円

2019年11月20日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2018年11月21日
期首元本額	4,385,597,832円
期首より2019年11月20日までの追加設定元本額	2,311,570円
期首より2019年11月20日までの一部解約元本額	1,396,400,164円
期末元本額	2,991,509,238円
2019年11月20日現在の元本の内訳（＊）	
アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）	2,563,472,406円
三重県応援・債券ファンド（毎月決算型）	189,449,302円
水戸証券アジア・オセアニア債券オープン（寄附付）	122,859,426円
大阪・兵庫応援外国債券オープン	22,074,239円
<中京>アジア・オセアニア債券オープン（環境応援寄附付）	38,277,877円
アジア・オセアニア債券オープン（1年決算型）	47,979,146円
三重県応援・債券ファンド（1年決算型）	7,396,842円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2018年11月20日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△138,715,486

合計	△138,715,486
----	--------------

2019年11月20日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	130,267,255
合計	130,267,255

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GVT 2.75	4,000,000.00	4,338,000.00	
		NEW ZEALAND GVT 3	1,000,000.00	1,008,040.00	
		NEW ZEALAND GVT 3	5,000,000.00	5,705,550.00	
		NEW ZEALAND GVT 3.5	2,000,000.00	2,461,420.00	
		NEW ZEALAND GVT 6	1,000,000.00	1,073,630.00	
		銘柄数：5	13,000,000.00	14,586,640.00	
		組入時価比率：22.4%		(1,018,293,338) 23.2%	
	タイバツ	THAILAND GOVT 1.875	40,000,000.00	40,541,200.00	
		THAILAND GOVT 2.125	40,000,000.00	41,463,200.00	
		銘柄数：2	80,000,000.00	82,004,400.00	
		組入時価比率：6.4%		(293,575,752) 6.7%	
	マレーシアリン ギット	MALAYSIA GOVT 3.478	4,000,000.00	4,040,120.00	
		MALAYSIA GOVT 3.48	2,000,000.00	2,018,220.00	
		MALAYSIA GOVT 3.9	15,000,000.00	15,437,250.00	
		MALAYSIA GOVT 4.048	20,000,000.00	20,350,800.00	

計	MALAYSIA GOVT	4.059	5,000,000.00	5,171,650.00	
		4.378	5,000,000.00	5,001,450.00	
		銘柄数：6	51,000,000.00	52,019,490.00	
		組入時価比率：29.8%		(1,357,708,689)	30.9%
	INDONESIA GOV'T	10.25	31,000,000,000.00	33,990,570,000.00	
		11	30,000,000,000.00	31,613,400,000.00	
		11.75	3,000,000,000.00	3,519,900,000.00	
		12.8	35,000,000,000.00	38,686,200,000.00	
		12.9	10,000,000,000.00	11,570,400,000.00	
		5.625	20,000,000,000.00	19,605,600,000.00	
		7	10,000,000,000.00	10,211,400,000.00	
		8.125	50,000,000,000.00	53,164,500,000.00	
		8.375	20,000,000,000.00	21,402,800,000.00	
		銘柄数：9	209,000,000,000.00	223,764,770,000.00	
		組入時価比率：37.8%		(1,722,988,729)	39.2%
	合計			4,392,566,508	
				(4,392,566,508)	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

LM・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

ファンドは、LM・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)を主要投資対象としております。

以下の経理状況は、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社から提供された財務諸表です。

ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

（３）当ファンドは、当特定期間（2019年 1月12日から2019年 7月11日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

1 財務諸表

LM・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

（１）貸借対照表

（単位：円）

	前期 2019年 1月11日現在	当期 2019年 7月11日現在
資産の部		
流動資産		
預金	312,404,708	595,096,822
コール・ローン	1,695,294,666	685,361,975
国債証券	28,942,958,405	32,432,247,063
地方債証券	40,669,268,437	41,930,388,211
特殊債券	18,966,178,732	18,458,547,478
社債券	83,378,069,190	82,120,787,427
派生商品評価勘定	163,011,062	67,876,143
未収入金	685,914,722	837,845,532
未収利息	1,865,526,684	1,674,818,646
前払費用	10,451,548	30,414,686
その他未収収益	51,897,070	16,417,067
差入委託証拠金	167,922,837	204,221,734
流動資産合計	176,908,898,061	179,054,022,784
資産合計	176,908,898,061	179,054,022,784
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	79,854,090	4,527,885
未払収益分配金	1,210,039,341	825,079,209
未払解約金	-	11,999,999
未払受託者報酬	1,638,894	1,581,406
未払委託者報酬	73,750,238	71,163,320
未払利息	4,996	1,971
その他未払費用	364,542	338,220
流動負債合計	1,365,652,101	914,692,010
負債合計	1,365,652,101	914,692,010
純資産の部		
元本等		
元本	403,346,447,169	412,539,604,591
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△227,803,201,209	△234,400,273,817
元本等合計	175,543,245,960	178,139,330,774
純資産合計	175,543,245,960	178,139,330,774
負債純資産合計	176,908,898,061	179,054,022,784

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	前期 自 2018年 7月12日 至 2019年 1月11日	当期 自 2019年 1月12日 至 2019年 7月11日
営業収益		

受取利息	3,766,496,162	3,376,452,881
有価証券売買等損益	1,261,887,042	7,449,303,370
派生商品取引等損益	319,925,215	813,692,260
為替差損益	△9,724,478,969	△6,143,726,800
その他収益	34,761,487	34,064,752
営業収益合計	△4,341,409,063	5,529,786,463
営業費用		
支払利息	447,273	575,890
受託者報酬	10,200,730	9,608,829
委託者報酬	459,032,866	432,397,438
その他費用	9,475,304	8,793,872
営業費用合計	479,156,173	451,376,029
営業利益又は営業損失（△）	△4,820,565,236	5,078,410,434
経常利益又は経常損失（△）	△4,820,565,236	5,078,410,434
当期純利益又は当期純損失（△）	△4,820,565,236	5,078,410,434
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	35,056,619	49,196,162
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△223,326,381,133	△227,803,201,209
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,176,685,791	6,869,149,960
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,176,685,791	6,869,149,960
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,394,116,175	11,947,522,593
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,394,116,175	11,947,522,593
分配金	7,403,767,837	6,547,914,247
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△227,803,201,209	△234,400,273,817

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期
	自 2019年 1月12日 至 2019年 7月11日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2019年 1月11日現在	当期 2019年 7月11日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 403,346,447,169口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 412,539,604,591口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 227,803,201,209円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 234,400,273,817円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.4352円 (一万口当たり純資産額) (4,352円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.4318円 (一万口当たり純資産額) (4,318円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 2018年 7月12日 至 2019年 1月11日	当期 自 2019年 1月12日 至 2019年 7月11日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2. 分配金の計算過程	2018年 7月12日から 2018年 8月13日までの計算期間	2019年 1月12日から 2019年 2月12日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	619,790,407円	591,711,629円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	29,759,876,119円	25,037,658,477円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	30,379,666,526円	25,629,370,106円
当ファンドの期末残存口数	414,779,255,118口	403,790,580,820口
1万口当たり収益分配対象額	732.43円	634.72円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	1,244,337,765円	1,211,371,742円
	2018年 8月14日から 2018年 9月11日までの計算期間	2019年 2月13日から 2019年 3月11日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	526,490,343円	451,995,900円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円

収益調整金額	28,979,538,815円	24,635,753,896円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	29,506,029,158円	25,087,749,796円
当ファンドの期末残存口数	412,558,846,327口	407,313,585,208口
1万口当たり収益分配対象額	715.19円	615.94円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	1,237,676,538円	1,221,940,755円
	2018年 9月12日から	2019年 3月12日から
	2018年10月11日まで	2019年 4月11日まで
	の計算期間	の計算期間
費用控除後の配当等収益額	533,497,705円	593,734,814円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	28,516,457,519円	24,090,071,707円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	29,049,955,224円	24,683,806,521円
当ファンドの期末残存口数	416,085,132,782口	411,043,299,965口
1万口当たり収益分配対象額	698.17円	600.51円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	1,248,255,398円	1,233,129,899円
	2018年10月12日から	2019年 4月12日から
	2018年11月12日まで	2019年 5月13日まで
	の計算期間	の計算期間
費用控除後の配当等収益額	666,910,679円	516,859,306円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	27,534,748,140円	23,370,776,352円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	28,201,658,819円	23,887,635,658円
当ファンドの期末残存口数	412,087,202,912口	409,642,197,734口
1万口当たり収益分配対象額	684.36円	583.14円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	1,236,261,608円	1,228,926,593円
	2018年11月13日から	2019年 5月14日から
	2018年12月11日まで	2019年 6月11日まで
	の計算期間	の計算期間
費用控除後の配当等収益額	516,534,665円	463,462,569円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	26,767,920,424円	22,886,223,177円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	27,284,455,089円	23,349,685,746円
当ファンドの期末残存口数	409,065,729,047口	413,733,024,807口
1万口当たり収益分配対象額	667.00円	564.36円
1万口当たり分配金額	30.00円	20.00円
収益分配金金額	1,227,197,187円	827,466,049円

	2018年12月12日から 2019年 1月11日まで の計算期間	2019年 6月12日から 2019年 7月11日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	521,654,776円	510,519,966円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	25,695,222,947円	22,457,333,850円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	26,216,877,723円	22,967,853,816円
当ファンドの期末残存口数	403,346,447,169口	412,539,604,591口
1万口当たり収益分配対象額	649.98円	556.75円
1万口当たり分配金額	30.00円	20.00円
収益分配金金額	1,210,039,341円	825,079,209円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2018年 7月12日 至 2019年 1月11日	当期 自 2019年 1月12日 至 2019年 7月11日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、有価証券等の価格変動リスクの回避を目的として債券先物取引を、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引は為替変動リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 2018年 7月12日 至 2019年 1月11日	当期 自 2019年 1月12日 至 2019年 7月11日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2.時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
-----------	--	----

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 自 2018年 7月12日 至 2019年 1月11日	当期 自 2019年 1月12日 至 2019年 7月11日
期首元本額	417,530,688,446円	403,346,447,169円
期中追加設定元本額	9,879,890,434円	21,402,298,597円
期中解約元本額	24,064,131,711円	12,209,141,175円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	前期 2019年 1月11日現在	当期 2019年 7月11日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	412,256,380	291,032,430
地方債証券	182,563,891	300,004,701

特殊債券	21,394,045	58,265,106
社債券	24,584,258	267,173,119
合計	640,798,574	916,475,356

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連

種類	前期 2019年 1月11日現在				当期 2019年 7月11日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引								
債券先物取引								
買建	14,170,024,878	—	14,332,875,928	162,851,050	15,091,368,253	—	15,152,181,595	60,813,342
売建	16,533,451,648	—	16,612,376,986	△78,925,338	16,742,380,759	—	16,744,325,213	△1,944,454
合計	30,703,476,526	—	30,945,252,914	83,925,712	31,833,749,012	—	31,896,506,808	58,868,888

（注）時価の算定方法

外国先物取引について

- 1) 外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

通貨関連

種類	前期 2019年 1月11日現在				当期 2019年 7月11日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	463,152,760	—	463,921,500	△768,740	674,916,370	—	670,437,000	4,479,370
オーストラリアドル	463,152,760	—	463,921,500	△768,740	674,916,370	—	670,437,000	4,479,370
合計	463,152,760	—	463,921,500	△768,740	674,916,370	—	670,437,000	4,479,370

（注）時価の算定方法

為替予約取引について

1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※ 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（４）附属明細表

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT	23,000,000.00	27,566,190.00	
		AUSTRALIAN GOVT	44,100,000.00	55,452,222.00	
		AUSTRALIAN GOVT	13,000,000.00	14,480,830.00	
		AUSTRALIAN GOVT	41,500,000.00	44,646,530.00	
		AUSTRALIAN GOVT	4,000,000.00	4,489,520.00	
		AUSTRALIAN GOVT	36,060,000.00	42,286,119.60	
		AUSTRALIAN GOVT	8,000,000.00	9,060,400.00	
		AUSTRALIAN GOVT	15,460,000.00	17,187,655.00	
		AUSTRALIAN GOVT	47,220,000.00	64,859,031.00	
		AUSTRALIAN GOVT	33,700,000.00	39,027,633.00	
		AUSTRALIAN GOVT	19,600,000.00	25,719,708.00	
		AUSTRALIAN GOVT	21,100,000.00	26,206,200.00	
		AUSTRALIAN GOVT	11,000,000.00	12,687,290.00	
		AUSTRALIAN GOVT	38,630,000.00	46,809,129.90	

	小計	銘柄数：14	356,370,000.00	430,478,458.50	
		組入時価比率：18.2%		(32,432,247,063)	18.5%
	小計			32,432,247,063	(32,432,247,063)
地方債証券	オーストラリアドル	AUCKLAND COUNCIL	5,000,000.00	5,569,500.00	
		AUST CAPITAL TERRITORY	3,400,000.00	3,675,434.00	
		AUST CAPITAL TERRITORY	2,500,000.00	2,736,200.00	
		AUST CAPITAL TERRITORY	1,500,000.00	1,536,945.00	
		BRITISH COLUMBIA PROV OF	6,500,000.00	7,365,150.00	
		MANITOBA PROVANCE	5,000,000.00	5,398,700.00	
		MANITOBA PROVANCE	1,500,000.00	1,670,685.00	
		MANITOBA PROVANCE	2,000,000.00	2,227,780.00	
		NEW S WALES TREAS CORP	2,600,000.00	2,929,576.00	
		NEW S WALES TREAS CORP	5,000,000.00	5,517,350.00	
		NEW S WALES TREAS CORP	34,000,000.00	40,222,680.00	
		NEW S WALES TREAS CORP	6,000,000.00	6,987,720.00	
		NEW S WALES TREAS CORP	8,500,000.00	9,372,780.00	
		NEW S WALES TREAS CORP	11,500,000.00	12,700,140.00	
		NEW S WALES TREAS CORP	14,400,000.00	15,911,280.00	
		NEW S WALES TREASURY	2,500,000.00	2,763,925.00	
		NORTHERN TERRITORY TREAS	3,000,000.00	3,183,630.00	
		NORTHERN TERRITORY TREAS	4,000,000.00	4,462,960.00	
		NORTHERN TERRITORY TREAS	2,000,000.00	2,251,500.00	
		NORTHERN TERRITORY TREAS	3,500,000.00	4,058,180.00	
		ONTARIO PROVINCE	5,500,000.00	5,822,025.00	
		ONTARIO PROVINCE	6,000,000.00	6,785,280.00	
		PROVINCE OF QUEBEC	1,000,000.00	1,113,890.00	
		QUEBEC PROVINCE	3,000,000.00	3,294,960.00	
		QUEENSLAND TREASURY	3,000,000.00	3,250,110.00	
		QUEENSLAND TREASURY	17,500,000.00	20,003,900.00	
		QUEENSLAND TREASURY	33,500,000.00	37,448,980.00	
		QUEENSLAND TREASURY	25,500,000.00	30,997,035.00	
		QUEENSLAND TREASURY	24,500,000.00	29,195,915.00	
		QUEENSLAND TREASURY	33,500,000.00	37,257,025.00	

		QUEENSLAND TREASURY	8,500,000.00	9,184,675.00	
		QUEENSLAND TREASURY	6,000,000.00	6,738,240.00	
		QUEENSLAND TREASURY	4,500,000.00	4,759,290.00	
		QUEENSLAND TREASURY	9,920,000.00	11,193,232.00	
		QUEENSLAND TREASURY	3,500,000.00	4,038,860.00	
		SOUTH AUST GOVT FIN	3,000,000.00	3,032,190.00	
		SOUTH AUST GOVT FIN	4,000,000.00	4,172,960.00	
		SOUTH AUST GOVT FIN	6,000,000.00	6,437,400.00	
		SOUTH AUST GOVT FIN	8,000,000.00	8,754,320.00	
		SOUTH AUST GOVT FIN	7,000,000.00	7,690,970.00	
		SOUTH AUST GOVT FIN	1,000,000.00	1,074,240.00	
		TASMANIAN PUBLIC FINANCE	2,000,000.00	2,155,420.00	
		TASMANIAN PUBLIC FINANCE	3,500,000.00	3,921,120.00	
		TASMANIAN PUBLIC FINANCE	3,000,000.00	3,292,350.00	
		TASMANIAN PUBLIC FINANCE	3,000,000.00	3,317,370.00	
		TREASURY CORP VICTORIA	8,000,000.00	10,224,080.00	
		TREASURY CORP VICTORIA	14,500,000.00	16,069,190.00	
		TREASURY CORP VICTORIA	2,000,000.00	2,124,260.00	
		VICTORIA TREASURY	18,500,000.00	21,369,720.00	
		VICTORIA TREASURY	19,500,000.00	23,768,550.00	
		WESTERN AUST TREAS CORP	5,000,000.00	5,577,400.00	
		WESTERN AUST TREAS CORP	6,000,000.00	6,297,780.00	
		WESTERN AUST TREAS CORP	18,500,000.00	22,145,240.00	
		WESTERN AUST TREAS CORP	8,500,000.00	8,987,305.00	
		WESTERN AUST TREAS CORP	9,750,000.00	11,769,810.00	
		WESTERN AUST TREAS CORP	16,000,000.00	17,563,360.00	
		WESTERN AUST TREAS CORP	1,500,000.00	1,651,620.00	
		WESTERN AUST TREAS CORP	10,110,000.00	11,363,134.50	
		WESTERN AUST TREAS CORP	2,000,000.00	2,163,500.00	
	小計	銘柄数：59	490,180,000.00	556,548,821.50	
		組入時価比率：23.5%		(41,930,388,211)	
				24.0%	
	小計			41,930,388,211	
				(41,930,388,211)	
特殊債券	オーストラリアド	AFRICAN DEV BANK	5,500,000.00	6,065,730.00	

ル

AFRICAN DEV BANK	7,500,000.00	8,575,350.00	
AFRICAN DEVELOPMENT BANK	3,500,000.00	4,114,215.00	
ASIAN DEVELOPMENT BANK	7,500,000.00	8,223,825.00	
ASIAN DEVELOPMENT BANK	4,000,000.00	4,364,000.00	
ASIAN DEVELOPMENT BANK	5,000,000.00	5,621,550.00	
AUSTRALIAN POSTAL CORP	2,500,000.00	2,613,050.00	
CORP ANDINA DE FOMENTO	9,000,000.00	10,477,350.00	
CORP ANDINA DE FOMENTO	10,000,000.00	10,981,700.00	
CORP ANDINA DE FOMENTO	3,000,000.00	3,364,860.00	
COUNCIL OF EUROP	7,000,000.00	7,401,170.00	
EUROFIMA	5,500,000.00	5,718,075.00	
EUROFIMA	3,000,000.00	3,369,540.00	
EUROPEAN INVESTMENT BANK	4,000,000.00	4,037,400.00	
EUROPEAN INVT BK	2,000,000.00	2,100,140.00	
EUROPEAN INVT BK	5,500,000.00	6,013,480.00	
EUROPEAN INVT BK	2,000,000.00	2,224,640.00	
EUROPEAN INVT BK	3,000,000.00	3,481,320.00	
FMACB 2013-1E A1	442,412.78	441,196.14	
FPTT 2016-1 B	1,856,811.50	1,859,373.89	
INTER-AMERICAN DEVEL BK	2,000,000.00	2,326,480.00	
INTERAMER DEV BANK	3,000,000.00	3,228,240.00	
INTERAMER DEV BANK	3,000,000.00	3,088,860.00	
INTERAMER DEV BANK	3,000,000.00	3,295,200.00	
INTL BK RECON & DEVELOP	2,500,000.00	2,636,575.00	
INTL BK RECON & DEVELOP	7,500,000.00	8,222,625.00	
KFW	3,000,000.00	3,273,450.00	
KFW	8,000,000.00	8,849,600.00	
KFW	14,000,000.00	16,267,440.00	
KFW	4,000,000.00	4,533,600.00	
KFW	8,250,000.00	9,113,527.50	
KOMMUNAL BANKEN	4,000,000.00	4,356,480.00	
KOMMUNAL BANKEN	3,000,000.00	3,277,980.00	
KOMMUNAL BANKEN	6,497,000.00	7,234,864.29	
KOMMUNAL BANKEN	1,500,000.00	1,768,860.00	
KOMMUNINVEST	3,000,000.00	3,263,640.00	
KOMMUNINVEST	3,000,000.00	3,284,310.00	

	小計	L-BANK BW FOERDERBANK	1,500,000.00	1,614,735.00	
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK	3,000,000.00	3,181,530.00	
		LANDWIRTSCH.RENTENBANK	5,500,000.00	6,112,810.00	
		LANDWIRTSCH.RENTENBANK	1,500,000.00	1,562,970.00	
		LANDWIRTSCH.RENTENBANK	5,000,000.00	5,493,300.00	
		LANDWIRTSCH.RENTENBANK	7,700,000.00	8,863,008.00	
		LANDWIRTSCH.RENTENBANK	8,500,000.00	9,722,895.00	
		LGFV PROGRAM TRUST	8,000,000.00	8,387,840.00	
		NORDIC INV BANK	10,000,000.00	10,994,500.00	
		銘柄数：46	221,746,224.28	245,003,284.82	
				(18,458,547,478)	
		組入時価比率：10.4%		10.6%	
	小計			18,458,547,478	
				(18,458,547,478)	
社債券	オーストラリアドル	ABN AMRO BANK NV	8,000,000.00	8,096,080.00	
		AGL ENERGY LTD	5,000,000.00	5,276,950.00	
		AIRPORT MOTORWAY TRUST	8,000,000.00	8,354,240.00	
		AIRSERVICES AUSTRALIA	5,500,000.00	5,739,415.00	
		AMP BANK LIMITED FRN	5,500,000.00	5,494,390.00	
		AMP WHOLESALE OFFICE FUN	13,000,000.00	13,594,750.00	
		APPLE INC	8,000,000.00	8,013,840.00	
		APPLE INC	4,000,000.00	4,254,080.00	
		APPLE INC	2,000,000.00	2,135,760.00	
		APT PIPELINES LTD	5,500,000.00	5,844,905.00	
		AQUASURE FINANCE PTY LTD	12,550,000.00	13,133,575.00	
		AT&T INC	5,000,000.00	5,231,050.00	
		AT&T INC	1,000,000.00	1,078,460.00	
		AURIZON NETWORK PTY LTD	5,300,000.00	5,564,735.00	
		AUSGRID FINANCE PTY LTD	2,000,000.00	2,142,880.00	
		AUSNET SERVICES HOLDINGS	1,000,000.00	1,099,630.00	
		AUSNET SERVICES HOLDINGS	7,750,000.00	8,643,885.00	
		AUSNET SERVICES HOLDINGS	1,500,000.00	1,718,340.00	
		AUSNET SERVICES HOLDINGS	4,500,000.00	5,090,850.00	
		AUST & NZ BANKING GROUP	2,000,000.00	2,031,620.00	
		AUST & NZ BANKING GROUP	5,000,000.00	5,247,550.00	

AUST & NZ BANKING GROUP	5,295,000.00	5,614,023.75	
AUST & NZ BANKING GROUP	4,600,000.00	4,860,866.00	
AUSTRALIA PACIFIC AIRPOR	4,500,000.00	4,637,835.00	
AUSTRALIA PACIFIC AIRPOR	4,300,000.00	4,580,145.00	
AUSTRALIAN PRIME PROPERT	7,000,000.00	7,071,960.00	
AUSTRALIAN PRIME PROPERT	5,000,000.00	5,499,050.00	
AUSTRALIAN PRIME PROPERT	7,000,000.00	7,360,150.00	
AUSTRALIAN RAIL TRACK	5,000,000.00	5,016,200.00	
BANK OF AMERICA CORP	7,000,000.00	7,115,990.00	
BANK OF NOVA SCOTIA	2,700,000.00	2,844,207.00	
BANK OF QUEENSLAND	5,000,000.00	5,122,200.00	
BENDIGO AND ADELAIDE BK	3,200,000.00	3,367,136.00	
BHP BILLITON FINANCE LTD	9,000,000.00	9,090,000.00	
BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	6,000,000.00	6,704,520.00	
BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	6,000,000.00	7,038,120.00	
BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	2,000,000.00	2,180,160.00	
BK OF QUEENSLAND	6,000,000.00	6,042,060.00	
BNG BANK NV	2,000,000.00	2,237,440.00	
BNP PARIBAS/AUSTRALIA	6,000,000.00	6,110,220.00	
BPCE SA	5,100,000.00	5,168,595.00	
BRISBANE AIRPORT	3,000,000.00	3,164,460.00	
BRISBANE AIRPORT CORP LT	1,800,000.00	1,951,254.00	
BWP TRUST	3,470,000.00	3,620,979.70	
BWP TRUST	1,100,000.00	1,145,925.00	
CATERPILLAR FIN AUSTRALI	2,500,000.00	2,521,825.00	
CIBC AUSTRALIA FRN	3,000,000.00	3,004,800.00	
CITIBANK NA FRN	4,000,000.00	4,001,560.00	
CITIGROUP INC	6,500,000.00	6,731,075.00	
COM BK AUSTRALIA	2,800,000.00	2,890,244.00	
COM BK AUSTRALIA	6,000,000.00	6,811,860.00	
COMMONWEALTH BANK AUST	5,000,000.00	5,147,400.00	
COMMONWEALTH BANK AUST	8,000,000.00	8,340,800.00	
COMMONWEALTH BANK AUST	3,000,000.00	3,137,100.00	
COMMONWEALTH BANK AUST	3,200,000.00	3,385,376.00	
COMMONWEALTH BANK AUST	5,000,000.00	5,626,750.00	

COMMONWEALTH BANK AUST	4,000,000.00	4,294,480.00	
COMMONWEALTH PROP FUND	5,000,000.00	5,072,700.00	
COMMONWEALTH PROP FUND	3,000,000.00	3,358,890.00	
CONNECTEAST FINANCE PTY	1,800,000.00	1,882,782.00	
CONNECTEAST FINANCE PTY	5,000,000.00	5,270,700.00	
CONNECTEAST FINANCE PTY	1,000,000.00	1,049,550.00	
CREDIT SUISSE SYDNEY	6,000,000.00	6,000,420.00	
CREDIT SUISSE SYDNEY	10,000,000.00	10,146,200.00	
CREDIT SUISSE/SYDNEY FRN	2,000,000.00	2,045,980.00	
CREDIT UNION AU LTD FRN	1,000,000.00	1,008,090.00	
DBNGP FINANCE CO PTY	5,000,000.00	5,460,200.00	
DBS BANK LTD	4,000,000.00	4,047,520.00	
DEUTSCHE BAHN FIN GMBH	500,000.00	540,115.00	
DEXUS FINANCE PTY LTD	3,000,000.00	3,208,500.00	
DEXUS FINANCE PTY LTD	4,500,000.00	4,928,715.00	
DEXUS WHOLESALE PROPERTY	6,000,000.00	6,317,700.00	
DEXUS WHOLESALE PROPERTY	2,000,000.00	2,222,800.00	
ENERGY PARTNERSHIP GAS	3,000,000.00	3,171,510.00	
ETSA UTILITIES FINANCE	4,000,000.00	4,252,280.00	
EXPORT-IMPORT BANK K FRN	5,000,000.00	5,035,000.00	
EXPORT-IMPORT BANK KOREA	3,000,000.00	3,090,570.00	
EXPORT-IMPORT BK KOR	4,100,000.00	4,188,806.00	
EXPORT-IMPORT BK KOR	4,000,000.00	4,174,720.00	
FBG FINANCE PTY LTD	7,500,000.00	7,654,350.00	
FBG FINANCE PTY LTD	8,000,000.00	8,313,680.00	
FBG FINANCE PTY LTD	1,000,000.00	1,077,110.00	
FEDERATION CENTRES LTD	5,000,000.00	5,083,900.00	
FEDERATION CENTRES LTD	10,500,000.00	11,093,775.00	
FONTERRA COOPERATIVE GRO	6,600,000.00	6,969,864.00	
FONTERRA COOPERATIVE GRO	7,200,000.00	8,289,504.00	
FONTERRA COOPERATIVE GRO	4,000,000.00	4,427,000.00	
GE CAP AUSTRALIA FUNDING	8,720,000.00	9,012,730.40	
GE CAP AUSTRALIA FUNDING	5,000,000.00	5,445,450.00	
GENERAL PROPERTY TRUST	2,000,000.00	2,138,680.00	
GLENCORE AUST HOLDINGS P	7,000,000.00	7,031,080.00	

GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,000,000.00	1,059,690.00	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	3,500,000.00	3,679,305.00	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	3,000,000.00	3,219,450.00	
GPT RE LTD	7,000,000.00	7,125,790.00	
GPT RE LTD	3,200,000.00	3,407,328.00	
GPT WHL OFFICE FD NO1	5,800,000.00	6,076,428.00	
GPT WHOLESALE SHOP CENTR	6,100,000.00	6,538,712.00	
GPT WHOLESALE SHOP CENTR	4,500,000.00	4,992,750.00	
HEATHROW FUNDING LTD	3,000,000.00	3,308,400.00	
HSBC BANK AUSTRALIA	5,000,000.00	5,516,050.00	
HSBC HOLDINGS PLC	4,000,000.00	4,146,120.00	
HSBC LTD SYDNEY	2,000,000.00	2,046,740.00	
HSBC LTD SYDNEY FRN	4,100,000.00	4,113,940.00	
HYUNDAI CAPITAL SERVICES	6,500,000.00	6,674,720.00	
HYUNDAI CAPITAL SERVICES	2,500,000.00	2,587,650.00	
ICPF FINANCE PTY LTD	5,500,000.00	6,038,395.00	
INCITEC PIVOT LTD	3,200,000.00	3,425,920.00	
ING BANK (AUSTRALIA) LTD	2,000,000.00	2,094,000.00	
INTEL CORP	1,000,000.00	1,072,590.00	
JP MORGAN CHASE & CO	5,000,000.00	5,632,350.00	
JPMORGAN CHASE & CO	5,400,000.00	5,446,386.00	
KIWIBANK LTD	2,900,000.00	3,201,716.00	
KOMMUNALBANKEN AS	4,500,000.00	5,175,990.00	
KOREA DEVELOPMENT BA FRN	2,100,000.00	2,115,120.00	
KOREA DEVELOPMENT BANK	8,450,000.00	8,531,120.00	
KOREA SOUTH-EAST POWER	11,500,000.00	12,019,800.00	
LEND LEASE FIN LTD	3,000,000.00	3,098,250.00	
LIBERTY FINANCIAL PTY	4,000,000.00	4,111,200.00	
LLOYDS BANK PLC	10,000,000.00	10,115,700.00	
LLOYDS BANK PLC	4,000,000.00	4,159,320.00	
LLOYDS BANK PLC	4,000,000.00	4,237,680.00	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	2,000,000.00	2,102,380.00	
LONSDALE FINANCE PTY LTD	3,000,000.00	3,236,190.00	
MACQUARIE BANK LTD	8,550,000.00	8,641,656.00	
MACQUARIE BANK LTD	5,000,000.00	5,003,850.00	

MACQUARIE GROUP LTD	4,200,000.00	4,311,510.00	
MACQUARIE UNIVERSITY	5,100,000.00	5,409,621.00	
MACQUARIE UNIVERSITY	1,500,000.00	1,656,210.00	
MCDONALD'S CORP	6,000,000.00	6,257,820.00	
MCDONALD'S CORP	4,000,000.00	4,257,840.00	
METLIFE GLOB FUNDING I	2,500,000.00	2,726,575.00	
MIRVAC GROUP FINANCE LTD	2,000,000.00	2,104,920.00	
MIRVAC GROUP FUNDING LTD	5,000,000.00	5,229,950.00	
MUNICIPALITY FINANCE PLC	2,000,000.00	2,310,260.00	
NATIONAL AUSTRALIA B FRN	4,000,000.00	4,054,000.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	2,000,000.00	2,018,820.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	2,000,000.00	2,026,780.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	3,000,000.00	3,101,160.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	5,000,000.00	5,638,700.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	4,500,000.00	4,720,905.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	3,500,000.00	3,662,610.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	6,000,000.00	6,875,700.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	2,400,000.00	2,431,992.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	5,000,000.00	5,721,150.00	
NED WATERSCHAPBK	1,500,000.00	1,678,695.00	
NED WATERSCHAPBK	9,500,000.00	11,113,290.00	
NEDER FINANCIERINGS-MAAT	2,000,000.00	2,315,380.00	
NEDER FINANCIERINGS-MAAT	3,000,000.00	3,428,580.00	
NETWORK FINANCE CO PTY L	3,750,000.00	3,951,862.50	
NEW ZEALAND MILK PTY LTD	2,000,000.00	2,195,320.00	
NEWCASTLE PERM BLDG FRN	500,000.00	505,375.00	
NISSAN FIN SERVICES AU	2,500,000.00	2,542,525.00	
OPTUS FINANCE PTY LTD	9,000,000.00	9,590,220.00	
OPTUS FINANCE PTY LTD	4,000,000.00	4,206,560.00	
PACCAR FINANCIAL PTY LTD	1,600,000.00	1,662,304.00	
PACCAR FINANCIAL PTY LTD	3,400,000.00	3,427,982.00	
PERTH AIRPORT PTY LTD	1,600,000.00	1,670,896.00	
PERTH AIRPORT PTY LTD	1,800,000.00	1,911,618.00	
QIC SHOPPING CENTRE FUND	3,000,000.00	3,011,700.00	
QIC SHOPPING CENTRE FUND	3,700,000.00	3,774,444.00	

QIC SHOPPING CENTRE FUND	6,000,000.00	6,394,980.00	
QPH FINANCE CO PTY LTD	2,350,000.00	2,449,358.00	
RABOBANK NEDERLAND	3,800,000.00	3,994,408.00	
RABOBANK NEDERLAND AU	1,400,000.00	1,414,266.00	
RABOBANK NEDERLAND(AUST)	6,000,000.00	6,951,000.00	
ROYAL BK CANADA/SYD	7,000,000.00	7,068,740.00	
SCENTRE GROUP TRUST	5,000,000.00	5,526,850.00	
SCENTRE GROUP TRUST 2	3,000,000.00	3,007,710.00	
SCENTRE MGMT LTD	8,200,000.00	8,622,956.00	
SGSP AUSTRALIA ASSETS	4,600,000.00	4,891,456.00	
SGSP AUSTRALIA ASSETS	2,000,000.00	2,165,000.00	
SHOPPING CENTRES AUSTRAL	6,500,000.00	6,627,335.00	
SHOPPING CENTRES AUSTRAL	5,000,000.00	5,268,700.00	
SPARK FINANCE LTD	4,000,000.00	4,391,040.00	
STANDARD CHARTERED P FRN	1,750,000.00	1,750,000.00	
STOCKLAND TRUST MGMNT	3,000,000.00	3,016,860.00	
STOCKLAND TRUST MGMNT	11,000,000.00	11,795,300.00	
STOCKLAND TRUST MGMNT	3,500,000.00	3,615,045.00	
SUNCORP-METWAY	6,100,000.00	6,142,212.00	
SUNCORP-METWAY	2,000,000.00	2,047,560.00	
SUNCORP-METWAY	10,000,000.00	10,312,700.00	
SUNCORP-METWAY	3,100,000.00	3,250,350.00	
SUNCORP-METWAY LTD	9,500,000.00	10,120,350.00	
SVENSKA HANDELSBANKEN AB	3,000,000.00	3,163,590.00	
SWEDBANK AB	5,400,000.00	5,597,154.00	
TELSTRA CORP LTD	3,420,000.00	3,630,706.20	
TELSTRA CORP LTD	1,000,000.00	1,020,910.00	
TELSTRA CORP LTD	4,500,000.00	4,977,450.00	
TORONTO-DOMINION BANK	7,000,000.00	7,221,270.00	
TORONTO-DOMINION BANK	5,200,000.00	5,185,492.00	
TOYOTA FINANCE AUSTRALIA	4,000,000.00	4,049,120.00	
TOYOTA FINANCE AUSTRALIA	6,565,000.00	6,935,528.60	
TRANSPower NEW ZEALAND L	4,000,000.00	4,213,360.00	
TRANSPower NEW ZEALAND L	4,990,000.00	5,784,058.70	
TRANSURBAN QUEENSLAND FI	5,000,000.00	5,305,900.00	

TRANSURBAN QUEENSLAND FI	4,000,000.00	4,240,480.00	
UBS AG AUSTRALIA	8,000,000.00	8,024,320.00	
UBS AG AUSTRALIA	3,000,000.00	3,035,370.00	
UBS AG AUSTRALIA	5,000,000.00	5,254,950.00	
UNITED ENERGY DISTRIBUTI	1,000,000.00	1,051,710.00	
UNITED ENERGY DISTRIBUTI	3,600,000.00	3,881,952.00	
UNIV OF SYDNEY	4,700,000.00	4,973,493.00	
UNIVERSITY OF MELBOURNE	8,200,000.00	8,651,492.00	
UNIVERSITY OF SYDNEY	2,000,000.00	2,213,700.00	
VERIZON COMMUNICATIONS	1,000,000.00	1,126,170.00	
VICINITY CENTRES	7,000,000.00	7,349,930.00	
VICINITY CENTRES	2,000,000.00	2,000,940.00	
VICINITY CENTRES	5,000,000.00	5,368,800.00	
VICINITY HOLDINGS LTD	6,450,000.00	6,541,267.50	
VODAFONE GROUP PLC	5,500,000.00	5,721,265.00	
VOLKSWAGEN FIN SERV AUST	4,000,000.00	4,004,680.00	
VOLKSWAGEN FIN SERV AUST	4,500,000.00	4,534,110.00	
VOLKSWAGEN FIN SERV AUST	5,000,000.00	5,093,450.00	
VOLKSWAGEN FIN SERV AUST	5,000,000.00	5,129,650.00	
VOLKSWAGEN FIN SERV AUST	3,850,000.00	3,928,309.00	
WELLS FARGO & COMPANY	5,000,000.00	5,008,300.00	
WELLS FARGO & COMPANY	6,420,000.00	7,073,042.40	
WELLS FARGO & COMPANY	4,000,000.00	4,495,440.00	
WELLS FARGO & COMPANY	2,000,000.00	2,196,700.00	
WESFARMERS LTD	5,300,000.00	5,411,671.00	
WESFARMERS LTD	5,000,000.00	5,138,250.00	
WESTPAC BANKING	2,000,000.00	2,018,780.00	
WESTPAC BANKING	4,000,000.00	4,132,760.00	
WESTPAC BANKING	4,500,000.00	4,722,345.00	
WESTPAC BANKING	4,000,000.00	4,214,680.00	
WESTPAC BANKING	3,000,000.00	3,187,770.00	
WESTPAC BANKING	1,900,000.00	2,185,760.00	
WESTPAC BANKING	2,300,000.00	2,420,382.00	
WESTPAC BANKING	3,700,000.00	3,757,572.00	
WOOLWORTHS LTD	1,300,000.00	1,346,488.00	

	小計	WSO FINANCE PTY LTD	3,000,000.00	3,157,800.00	
		WSO FINANCE PTY LTD	4,000,000.00	4,497,560.00	
		ZURICH FIN AUSTRALIA LTD	5,000,000.00	5,311,850.00	
		銘柄数：234	1,035,530,000.00	1,090,002,487.75	
		組入時価比率：46.1%		(82,120,787,427)	46.9%
	小計			82,120,787,427	
				(82,120,787,427)	
合計				174,941,970,179	
(外貨建証券の邦貨換算額)				(174,941,970,179)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「(3)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

通貨関連

「(3)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アジア・オセアニア債券オープン（1年決算型）

（2019年11月29日現在）

I 資産総額	402,545,998円
II 負債総額	119,782円
III 純資産総額（I－II）	402,426,216円
IV 発行済数量	390,991,825口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.0292円

（参考）アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

（2019年11月29日現在）

I 資産総額	4,599,590,394円
II 負債総額	819円
III 純資産総額（I－II）	4,599,589,575円
IV 発行済数量	2,986,739,554口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.5400円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

- 受益者等に対する特典
該当事項はありません。

- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(2019年11月末日現在)

(1) 資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	554,701株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

(2) 委託会社の機構

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2019年11月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	163	10,996
追加型公社債投資信託	3	2,421
単位型株式投資信託	63	1,234
単位型公社債投資信託	8	124
合計	237	14,776

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2019年4月1日至2019年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,934,990	15,708,895
有価証券	—	90,390
未収委託者報酬	993,411	1,080,542
未収運用受託報酬	88,940	14,356
未収投資助言報酬	11,660	11,660
前払費用	65,995	66,647
未収入金	—	5,399
未収収益	40,570	19,886
その他の流動資産	3,980	4,904

流動資産合計		16,139,548	17,002,683
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	240,672	228,682
器具備品	※1	47,370	37,985
有形固定資産合計		288,043	266,667
無形固定資産			
ソフトウェア		7,477	6,782
電話加入権		2,122	2,122
無形固定資産合計		9,600	8,904
投資その他の資産			
投資有価証券		1,844,495	1,647,347
親会社株式		857,359	348,548
長期差入保証金		231,934	232,079
前払年金費用		45,243	31,734
繰延税金資産		—	59,229
その他		26,705	25,580
貸倒引当金		△14,510	△14,510
投資その他の資産合計		2,991,227	2,330,010
固定資産合計		3,288,871	2,605,582
資産合計		19,428,420	19,608,265

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	16,162	15,536
前受投資助言報酬	631	631
未払金	582,657	625,305
未払収益分配金	9	5
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	469,243	512,821
その他未払金	108,404	107,476
未払費用	191,964	202,822
未払法人税等	266,953	105,393
未払消費税等	69,533	—
賞与引当金	12,423	11,400
流動負債合計	1,140,326	961,089
固定負債		
退職給付引当金	293,554	310,078
役員退職慰労引当金	43,030	17,880
繰延税金負債	52,458	—
資産除去債務	88,744	89,658
長期未払金	106,702	67,901
固定負債合計	584,490	485,518
負債合計	1,724,816	1,446,608
純資産の部		
株主資本		

資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	566,500	566,500
資本剰余金合計	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金	9,766,079	10,500,468
利益剰余金合計	15,664,571	16,398,960
株主資本合計	17,231,071	17,965,460
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	472,532	196,196
評価・換算差額等合計	472,532	196,196
純資産合計	17,703,603	18,161,657
負債・純資産合計	19,428,420	19,608,265

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	12,228,981	10,964,360
運用受託報酬	122,677	40,492
投資助言報酬	28,168	28,800
営業収益合計	12,379,827	11,033,653
営業費用		
支払手数料	6,153,368	5,343,010
広告宣伝費	202,382	183,752
公告費	175	—
受益権管理費	17,980	17,749
調査費	1,604,822	1,601,396
調査費	369,732	305,474
委託調査費	1,235,089	1,295,921
委託計算費	283,795	272,941
営業雑経費	336,121	340,974
通信費	55,390	57,308
印刷費	217,222	216,118
諸経費	51,998	56,348
協会費	8,471	8,137
諸会費	3,038	3,061
営業費用合計	8,598,645	7,759,824
一般管理費		
給料	1,558,069	1,490,747
役員報酬	154,200	120,600
給料・手当	1,403,769	1,364,335
賞与	100	5,811

交際費	19,557	21,170
寄付金	18,911	16,786
旅費交通費	45,188	39,050
租税公課	56,132	51,822
不動産賃借料	217,300	219,956
賞与引当金繰入	12,423	11,400
退職給付費用	75,720	78,631
役員退職慰労引当金繰入	7,060	6,500
固定資産減価償却費	34,131	31,740
諸経費	339,022	336,645
一般管理費合計	2,383,517	2,304,450
営業利益	1,397,665	969,377

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業外収益		
受取配当金 ※1	54,254	※1 36,327
受取利息	1,186	1,329
約款時効収入	3,127	3
雑益	5,395	2,989
営業外収益合計	63,964	40,650
営業外費用		
固定資産除却損 ※2	85	※2 253
為替差損	139	257
雑損	60	94
営業外費用合計	286	605
経常利益	1,461,343	1,009,422
特別利益		
有価証券償還益	32,986	—
投資有価証券売却益	11,937	646
投資有価証券償還益	618	71
親会社株式売却益	7,388	130,424
特別利益合計	52,931	131,141
特別損失		
有価証券償還損	10,994	—
投資有価証券売却損	48,590	13,131
投資有価証券償還損	3,041	1,560
ゴルフ会員権評価損	—	1,125
特別損失合計	62,626	15,816
税引前当期純利益	1,451,648	1,124,747
法人税、住民税及び事業税	500,764	338,839
法人税等調整額	△ 50,983	10,269
法人税等合計	449,781	349,108
当期純利益	1,001,866	775,639

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	8,805,462	14,703,955	16,270,455	470,961	470,961	16,741,416
当期変動額											
剰余金の配当						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
当期純利益						1,001,866	1,001,866	1,001,866			1,001,866
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）									1,570	1,570	1,570
当期変動額合計	－	－	－	－	－	960,616	960,616	960,616	1,570	1,570	962,187
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	9,766,079	15,664,571	17,231,071	472,532	472,532	17,703,603

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
					別途積立 金	繰越利益剰 余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	9,766,079	15,664,571	17,231,071	472,532	472,532	17,703,603
当期変動額											
剰余金の配当						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
当期純利益						775,639	775,639	775,639			775,639
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									△276,335	△276,335	△276,335
当期変動額合計	－	－	－	－	－	734,389	734,389	734,389	△276,335	△276,335	458,053
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	10,500,468	16,398,960	17,965,460	196,196	196,196	18,161,657

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」23,838千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」76,296千円と相殺して、「固定負債」の「繰延税金負債」52,458千円として表示しており、変更前と比べて総資産が23,838千円減少しております。

(貸借対照表関係)

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物	13,625千円	25,616千円
器具備品	85,304 //	97,870 //
計	98,930 //	123,486 //

(損益計算書関係)

※1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
受取配当金	40,591千円	19,610千円

※2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
器具備品	85千円	253千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月22日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2017年3月31日	2017年6月23日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	41,250	利益剰余金	50	2018年3月31日	2018年6月22日

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2018年3月31日	2018年6月22日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	37,125	利益剰余金	45	2019年3月31日	2019年6月21日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1年以内	226,338	226,338
1年超	622,429	396,091
合計	848,767	622,429

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,934,990	14,934,990	—
(2) 未収委託者報酬	993,411	993,411	—
(3) 投資有価証券	1,290,634	1,290,634	—
(4) 親会社株式	857,359	857,359	—
(5) 長期差入保証金	231,934	230,827	△ 1,106
(6) 未払金（未払手数料）	469,243	469,243	—
(7) 未払法人税等	266,953	266,953	—

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,708,895	15,708,895	—
(2) 未収委託者報酬	1,080,542	1,080,542	—
(3) 投資有価証券	1,093,486	1,093,486	—
(4) 親会社株式	348,548	348,548	—
(5) 長期差入保証金	232,079	232,995	△ 1,083
(6) 未払金（未払手数料）	512,821	512,821	—
(7) 未払法人税等	105,393	105,393	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(6) 未払金（未払手数料）、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券、(4) 親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 長期差入保証金

合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
非上場株式	553,861	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,934,990	—	—	—
未収委託者報酬	993,411	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	—	888,608	27,474	—
長期差入保証金	—	5,596	—	226,338
合計	15,928,401	894,204	27,474	226,338

当事業年度（2019年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	15,708,895	—	—	—
未収委託者報酬	1,080,542	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	90,390	612,770	141,852	—
長期差入保証金	—	5,741	—	226,338
合計	16,879,828	618,511	141,852	226,338

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2018年3月31日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,203,455	481,381	722,073
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	164,939	140,000	24,939

小計		1,368,395	621,381	747,013
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式	11,830	12,350	△520
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	767,769	833,183	△65,414
小計		779,599	845,533	△65,934
合計		2,147,994	1,466,915	681,078

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2019年3月31日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	647,368	328,806	318,562
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	158,705	136,300	22,405
小計		806,073	465,106	340,967
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式	10,465	12,350	△1,885
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	715,886	772,183	△56,297
小計		726,351	784,533	△58,182
合計		1,532,425	1,249,639	282,785

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	14,102	7,388	—

(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	794,347	11,937	48,590
合計	808,449	19,326	48,590

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	283,000	130,424	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	251,515	646	13,131
合計	534,515	131,070	13,131

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	554,146	595,688
勤務費用	56,263	54,500
利息費用	443	416

数理計算上の差異の発生額	△11,388	△13,891
退職給付の支払額	△3,777	△25,631
退職給付債務の期末残高	595,688	611,083

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	310,452	343,897
期待運用収益	1,552	1,719
数理計算上の差異の発生額	14,965	△4,398
事業主からの拠出額	18,743	17,595
退職給付の支払額	△1,816	△8,692
年金資産の期末残高	343,897	350,120

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	289,888	296,922
年金資産	△343,897	△350,120
	△54,008	△53,197
非積立型制度の退職給付債務	305,799	314,160
未積立退職給付債務	251,790	260,962
未認識数理計算上の差異	△3,480	17,380
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	248,310	278,343
退職給付引当金	293,554	310,078
前払年金費用	45,243	31,734
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	248,310	278,343

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	56,263	54,500
利息費用	443	416
期待運用収益	△1,552	△1,719
数理計算上の差異の費用処理額	6,005	11,368
確定給付制度に係る退職給付費用	61,160	64,566

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
株式	37.1%	37.8%
一般勘定	31.1%	31.1%
債券	19.0%	18.2%
その他	12.8%	12.9%
合計	100.0%	100.0%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.07%	0.00%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度14,560千円、当事業年度13,786千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	89,886	94,946
役員退職慰労引当金	13,175	5,474
賞与引当金	3,803	3,490
ゴルフ会員権評価損	1,838	2,182
貸倒引当金	4,442	4,442
その他有価証券評価差額金	20,189	17,815
投資有価証券評価損	2,817	2,817
資産除去債務	27,173	27,453
未払事業税	15,447	8,927
未払不動産賃借料	44,553	32,672
その他	5,461	4,884
繰延税金資産の合計	228,789	205,108
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	228,735	104,404
未収配当金	12,367	6,003
資産除去債務に対応する除去費用	26,291	25,753
前払年金費用	13,853	9,717

繰延税金負債の合計	281,248	145,878
繰延税金資産(負債)の純額	△ 52,458	59,229

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（2018年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
期首残高	87,840	88,744
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	904	914
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	88,744	89,658

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

（1）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（2）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略

しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファン ドの募集取 扱	支払手数料 の支払 (注2)	2,775,979 (注1)	未払 手 数 料	196,664 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファン ドの募集取 扱	支払手数料 の支払 (注2)	2,526,525 (注1)	未払 手 数 料	275,275 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1株当たり純資産額	21,458円91銭	22,014円13銭
1株当たり当期純利益金額	1,214円38銭	940円16銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
--	--	--

当期純利益金額	1,001,866千円	775,639千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	1,001,866千円	775,639千円
普通株式の期中平均株式数	825,000株	825,000株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額	17,703,603千円	18,161,657千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	17,703,603千円	18,161,657千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	825,000株	825,000株

（重要な後発事象）

自己株式の取得

当社は、2019年6月20日開催の第55回定時株主総会において、株主還元と資本効率の向上を目的として、会社法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に関する事項を決議いたしました。

（1）取得株式の種類

普通株式

（2）取得株式の総数

300,000株（上限）

（3）株式の取得価額の総額

5,000,000千円（上限）

（4）取得期間

第55回定時株主総会終結の時から1年以内

中間財務諸表

（1）[中間貸借対照表]

（単位：千円）

		当中間会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		11,577,854
有価証券		91,135
未収委託者報酬		1,013,435
未収運用受託報酬		10,153
未収投資助言報酬		26,605
その他の流動資産		71,423
流動資産合計		12,790,607
固定資産		
有形固定資産	※1	274,774
無形固定資産		7,476
投資その他の資産		2,203,992
投資有価証券		1,863,074
その他		355,427
貸倒引当金		△14,510
固定資産合計		2,486,242
資産合計		15,276,850

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
預り金		22,336
前受運用受託報酬		6,173
前受投資助言報酬		29
未払金		585,939
未払収益分配金		5
未払償還金		5,001
未払手数料		478,485
その他未払金		102,446
賞与引当金		5,045
未払法人税等		174,478
その他流動負債	※2	231,496
流動負債合計		1,025,498
固定負債		
退職給付引当金		326,116
役員退職慰労引当金		20,350
長期未払金		48,501
資産除去債務		90,120
固定負債合計		485,088
負債合計		1,510,586
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		566,500
資本剰余金合計		566,500
利益剰余金		
利益準備金		179,830
その他利益剰余金		
別途積立金		5,718,662
繰越利益剰余金		6,104,715
利益剰余金合計		12,003,207
株主資本合計		13,569,707
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		196,556
評価・換算差額等合計		196,556
純資産合計		13,766,263
負債・純資産合計		15,276,850

(2) [中間損益計算書]

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2019年4月1日
至 2019年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		5,323,820
運用受託報酬		17,862
投資助言報酬		14,439
営業収益合計		5,356,123
営業費用		3,783,838
一般管理費		1,073,515
営業利益		498,769
営業外収益	※1	15,101
営業外費用		61
経常利益		513,809
特別利益		490
特別損失	※2	29,095
税引前中間純利益		485,204
法人税、住民税及び事業税		159,909
法人税等調整額		△11,710
法人税等合計		148,199
中間純利益		337,005

(3) [中間株主資本等変動計算書]

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計		別途積立 金	繰越利益 剰余金						利益剰余金 合計
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	10,500,468	16,398,960	—	17,965,460	196,196	196,196	18,161,657
当中間期 変動額												
剰余金 の配当						△37,125	△37,125		△37,125			△37,125
中間純 利益						337,005	337,005		337,005			337,005
自己株 式の取 得								△4,695,634	△4,695,634			△4,695,634
自己株 式の消 却						△4,695,634	△4,695,634	4,695,634				—
株主資 本以外 の項目 の当中 間期変 動 額 （ 純 額）										359	359	359
当中間期 変動額合 計	—	—	—	—	—	△4,395,753	△4,395,753	—	△4,395,753	359	359	△4,395,394
当中間期 末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,104,715	12,003,207	—	13,569,707	196,556	196,556	13,766,263

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2019年9月30日)
建物	31,603千円
器具備品	104,008 //
計	135,611 //

※2消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
受取配当金	13,250千円
受取利息	666 //

※2特別損失の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
有価証券評価損	22,595千円
投資有価証券売却損	5,890 //

3減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
有形固定資産	12,423千円
無形固定資産	1,428 //

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	825,000	—	270,299	554,701

変動事由の概要

自己株式の消却による減少 270,299株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	—	270,299	270,299	—

変動事由の概要

自己株式の取得による増加 270,299株

自己株式の消却による減少 270,299株

3.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	37,125	45	2019年3月31日	2019年6月21日

(リース取引関係)

1.ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当中間会計期間 (2019年9月30日)	
1年以内	226,338	千円
1年超	282,922	〃
合計	509,260	〃

(金融商品関係)

当中間会計期間 (2019年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	11,577,854	11,577,854	—
(2)有価証券	91,135	91,135	—
(3)未収委託者報酬	1,013,435	1,013,435	—
(4)投資有価証券	1,309,213	1,309,213	—
(5)未払金（未払手数料）	478,485	478,485	—
(6)未払法人税等	174,478	174,478	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬、(5) 未払金（未払手数料）、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当中間会計期間 (2019年9月30日)
非上場株式	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、
「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間（2019年9月30日）

(単位：千円)

区分	種類	中間貸借 対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	625,407	328,806	296,601
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	182,531	155,000	27,531
小計		807,939	483,806	324,132
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	10,075	12,350	△2,275
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	582,334	620,888	△38,554
小計		592,409	633,238	△40,829
合計		1,400,348	1,117,044	283,303

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（2019年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30 日)	
期首残高	89,658	千円
時の経過による調整額	461	〃
当中間会計期間末残高	90,120	〃

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの営業収益、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2019年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	24,817円44銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	13,766,263
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	—
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額（千円）	13,766,263
普通株式の発行済株式数（株）	554,701
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末（期末）の普通株式の数（株）	554,701

	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	412円92銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	337,005
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	337,005
普通株式の期中平均株式数（株）	816,138

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

① 資本金の額

2019年3月末日現在、342,037百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」（資本金の額は、2019年3月末日現在）

名 称	資本金の額（百万円）	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852	
阿波証券株式会社	100	
株式会社 ＳＢＩ証券	48,323	
香川証券株式会社	555	
三縁証券株式会社	150	
大熊本証券株式会社	343	
長野証券株式会社	600	
山和証券株式会社	585	
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社 イオン銀行	51,250	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 西京銀行	23,497	
株式会社 第三銀行	37,461	
株式会社 福岡中央銀行	2,500	

株式会社 北都銀行	12,500
-----------	--------

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 投資信託財産の保管、管理及び計算
- ② 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 受益権の募集の取扱い
- ② 収益分配金の再投資
- ③ 収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い
- ④ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い
- ⑤ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

委託会社は、岡三にいがた証券株式会社の株式を440,000株（持株比率8.01%）保有しています。（2019年3月末日現在）

委託会社は、三縁証券株式会社の株式を98,000株（持株比率6.09%）保有しています。（2019年3月末日現在）

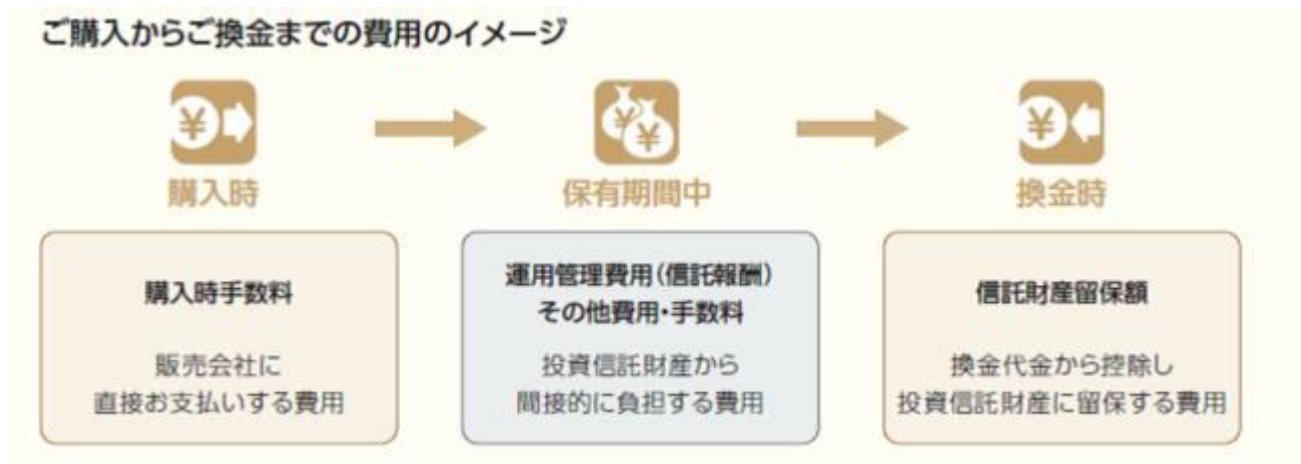
岡三にいがた証券株式会社は、委託会社の株式を40,150株（持株比率7.24%）保有しています。（2019年9月末日現在）

第3【その他】

- 1 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- 2 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの商品分類、形態等を表示する文言を記載すること及び次の事項を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号
 - ・委託会社の照会先（ホームページアドレス、電話番号及び受付時間）
 - ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する事項
 - ・ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」という旨
- 3 届出書本文「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、指数、グラフ等を付加して目論見書の当該内容に

関連する箇所に記載することがあります。

- 4 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの投資信託約款を添付します。
- 5 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- 6 目論見書に以下の趣旨の文言もしくは図の全部または一部を記載することがあります。



独立監査人の監査報告書

2019年6月20日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 猿渡裕子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年6月20日開催の定時株主総会において自己株式の取得を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年1月10日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 宝金正典 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 猿渡裕子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア・オセアニア債券オープン（1年決算型）」の2018年11月21日から2019年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア・オセアニア債券オープン（1年決算型）」の2019年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月2日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 睦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。